

店舗利用型パークアンドライド駐車場に関する認定基準

要件事項	認 定 基 準
1 駐車場の位置	(1) パークアンドライド駐車場として利用させる駐車場若しくは当該駐車場を附属施設とする大規模店舗等の全部又は一部が名古屋市内に存すること。 (2) 駐車場の出入口が別表第 1 に掲げる公共交通機関の駅等の改札口等から歩行距離でおおむね500m以内に設置されていること。
2 駐車場の構造	(1) 令第 6 条の規定の適用を受ける場合にあっては、令第 7 条から第15条までの規定に適合すること。 (2) 前号の規定によらない場合にあっては、次の各号に掲げる構造及び設備を有すること。 ア 駐車場の出入口が、おおむね令第 7 条に規定する構造を有すること。 イ 駐車場内に設置する車路が、おおむね令第 8 条の規定する構造を有すること。ただし、同条第 3 項第 2 号の規定は除く。 ウ 夜間において人の行動を視認できる程度の照度が確保されていること。 (3) 駐車用の供する部分が駐車台数 1 台につきおおむね幅 2.3m以上、奥行5.0m以上であること。
3 駐車場の管理	(1) 5 台以上をパークアンドライド駐車場として 1 年以上供用すること。ただし、来店者の駐車場利用に支障を及ぼさない規模とすること。 (2) 駐車場利用者に対し、自動車保管場所としての証明を行わないこと。